

「遊漁者等によるがざみ類の採捕の制限に係る委員会指示（案）」
に対する意見と千葉海区漁業調整委員会の考え方

千葉海区漁業調整委員会

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年3月17日（月）～4月16日（水）
- 2 意見提出者数 2人（2件）
- 3 提出された意見の概要と千葉海区漁業調整委員会の考え方

NO.	御意見の概要	千葉海区漁業調整委員会の考え方
1	遊漁者の採取が増えて漁業者の漁獲高が減少傾向にある。遊漁者のがざみ漁を制限すべきか。遊漁者の自然採取である。人は自然物から労働で果実を採取していいと思われる。この手の自然採取は職業でがざみ漁をする業者を圧迫して矛盾が生じている。自然採取と漁業者の間の矛盾を解消するのに観光資源という仲立ちをする視点がある。自然採取はがざみ漁をすると同時に海辺の釣道具屋やコンビニや海の家や食堂などに立ち寄り経済効果がそれなりのものがあると見込める。特徴のない海辺が日常生活を離れて海の名物を見に来る絶好のスポットとなる。これは千葉として栄えた状態だと思われる。観光という視点から地域の町内会や市町村の観光振興課が財源となってがざみの卵を養殖して放流するとどうなるのでしょうか。蟹の幼生の限度が増えるので自然採取が存在するのと漁業者が存在するのに切実な問題が生じない。仮にがざみが大量で遊漁者が増えたとしたら、もっと観光が儲かるので放流を倍増させればいいはずだ。漁業者も観光で一度は見てみたい名物の仲間なのである。観光に来た人々は漁業者から新鮮な蟹を買う見込み十分にある。観光旅行が全てを許してくれる。彼は遊漁業者は観光旅行者として自然採取を認めればよいのだ。 結論として、観光業者が蟹の幼生を放流して規制の必要はないとなる。	今回の問題は、地元漁協が管理している漁業権漁場内に、夜間多数の遊漁者が立ち入り、漁業権漁場の管理に支障が生じるとともに、遊漁者の採捕によりがざみ類の資源保護上の懸念が生じているものです。 遊漁者によるがざみ類の夜間採捕を規制しなければ、漁業権漁場の管理上の支障は継続してしまいます。また、現在、観光業者がガザミ類の種苗を放流する見込みはなく、資源保護上の懸念も解消されないことから、規制を設ける必要があると考えています。 なお、今回の委員会指示（案）は区域、期間、時間などを必要最小限の制限とし、遊漁者に対し過剰な規制とならないよう留意しております。

NO.	御意見の概要	千葉海区漁業調整委員会 の考え方
2	1 令和6年度の遊漁者の採捕実態調査の結果の「外国人遊漁者」について 外国人遊漁者には委員会指示の規制をどのように周知するのか？現地での看板の設置の場合、多言語に加えイラスト付きの案内を加えることで規制内容がわかりやすくなると思う。 また、強い抑止力を持たせるため看板に具体的な罰則の掲載に加え、違反者に対しては違反が初回である旨や本邦外出身である旨、知識不足といった理由により見逃すことなく、厳正にしかるべき対応を取るべきである。 2 海区漁業調整委員会指示（案）の概要より 漁協及び漁業関係者と遊漁者との間のトラブルは、遊漁者の法令面への知識不足と規制への周知不足が要因であると思う。 特に県外・外国からの短期滞在の遊漁者向けには委員会指示の規制内容をバス車内の広告や駅の掲示板といった公共交通機関や県内の宿泊施設や公共施設、観光協会の案内所など目につきやすい場所に掲示し、SNSでの発信等を組み合わせ官民一体で幅広く周知していくべき。	遊漁者に対する新たな規制となるため、県ホームページや現地での看板設置、現地指導などを通して指示の周知に努めてまいります。 また、外国人に対しても規制の内容が分かりやすいよう県ホームページや看板は外国語を併記するなどして対応してまいります。